

# 令和2年度 水道水質検査計画 (水道事業)

かずさ水道広域連合企業団

## 序

水道法施行規則第15条第6項の規定により、「令和2年度水道水質検査計画」を策定いたしましたので、次のとおり公表いたします。

令和2年3月 かずさ水道広域連合企業団

## 目 次

1. はじめに	1
2. 基本方針	1
3. 水道事業の概要	1
4. 原水及び浄水の水質状況等	1～2
5. 水質検査を行う地点、項目及び頻度	2～7
6. 臨時の水質検査	8
7. 水質検査体制	8
8. 水質検査結果の評価	8
9. 水質検査結果の見直し	8
10. 水質検査の精度及び信頼性の保証	8
11. 関係機関との連携	8
12. 水質検査計画及び検査結果の公表	9

## 1. はじめに

木更津、君津、富津、袖ヶ浦市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するため、水源の状況等に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、次のとおり水質検査計画を策定しましたので、公表いたします。

## 2. 基本方針

木更津、君津、富津、袖ヶ浦市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じた水質検査を実施するとともに、その検査の適正化や透明性を確保するため、水質検査計画を策定するものです。

## 3. 水道事業の概要

### ○給水区域

各市の給水区域ごとの配水系統は表－１のとおりです。

### ○浄水施設の概要

各浄配水施設の概要は表－２のとおりです。

## 4. 原水及び浄水の水質状況等

### 【木更津市】

木更津市の水源は、地下水および当団用水供給事業による浄水受水です。中台、上烏田、富来田第一、富来田第二浄水場の浄水水質については、水源として深井戸を使用しており、水源周辺に汚染の恐れのある施設等も無いため、ほとんどの井戸については原水及び浄水共に比較的良好で安定しています。

また地質的影響で鉄やマンガンの濃度が高い井戸もありますが、浄水処理として急速ろ過設備を設置し、除鉄・除マンガン処理をしています。

なお上烏田浄水場、伊豆島、かずさ、金田配水場では当団用水供給事業にて浄水処理した水を受水しており上烏田浄水場を経由して中台浄水場にも供給しています。

### 【君津市】

君津市の水源は、地下水および当団用水供給事業による浄水受水です。

地下水は、市内各地に散在する計３９本の井戸があります。水質は比較的良好で安定していますが、水質上の問題としては次のような点があります。

- ① 地質由来で鉄・マンガン濃度の高い原水については、除鉄・除マンガン処理装置で除去しています。  
該当するのは、久保、宮下、皿引、小糸、小糸大谷、清和市場、東日笠、大戸見、川谷、俵田、坂畑、蔵玉、市場の１３浄水場です。
- ② 若干量のヒ素が含まれている原水もあります。しかし、地質由来で水質基準値以下であり健康上の問題はありません。  
該当するのは、皿引、小糸大谷、鎌滝、清和市場、東日笠、山滝野、大戸見、坂畑、蔵玉の９浄水場です。
- ③ トリクロロエチレンで汚染された井戸が１本（君津３号井）あり、曝気処理でトリクロロエチレン除去後に、除鉄・除マンガン処理して給水しています。したがって、曝気処理の効果確認も兼ね、４地点（原水、曝気後、浄水、管末）で２箇月に１回年６回定期的に検査を実施します。

## 【富津市】

富津市の水源は、大佐和地下水および当団用水供給事業による浄水受水です。

大佐和地下水については、宝竜寺地区に5本の井戸があります。水質は、地下水の水質に多く見られる、鉄、マンガン等も過去の検査結果では基準値の10分の1以下であり、水源は良好であります。

この他に、井戸に若干のヒ素が含まれていますが、過去の検査結果の数値は変動がなく、水質基準値内であることから、現在のところ問題はありません。今後も監視を続け、安定した水を求めています。

## 【袖ヶ浦市】

袖ヶ浦市の水源は、地下水および当団用水供給事業による浄水受水です。各浄水場の水質については、井戸は深井戸を使用しており、水源周辺に汚染の恐れのある施設等も無いため、ほとんどの井戸については原水及び浄水共に比較的良好で安定しています。

地質的影響で鉄やマンガンの濃度が高い井戸もありますが、浄水処理としてろ過機を設置し、鉄やマンガンを除去しています。

なお、角山・吉野田配水場の水質については、大寺浄水場にて浄水処理した水を受水しています。

## 5. 定期水質検査を行う地点、項目及び頻度

### ○定期水質検査を行う地点

過去の水質検査結果、水源の利用状況、各浄配水場の配水管網状況などを考慮して、表-3のとおり設定します。

### ○定期水質検査を行う項目及び頻度

#### 1) 色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）

水道法施行規則（以下「規則」。）第15条第1項のイの規定に基づき、各浄配水場系の給水栓水で1日1回検査を行います。

表-4 1日1回行う検査 (回/年)

検査項目	検査地点	給水栓水
1 色		365
2 濁り		365
3 消毒の残留効果（残留塩素）		365

#### 2) 水質基準項目

##### 【木更津市】

水道法第4条第2項の規定により、水質基準に関する省令で51項目が定められています。

各項目の検査は、規則第15条第1項第3号及び第4号の規定に基づき、検査地点ごとに表-5のとおり行います。

##### 〈給水栓水〉

ア) 【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度】

○病原生物による汚染、工場排水等による汚染及び基礎的性状などを確認する必須項目であり、省略不可能であるため、規定に基づき、1箇月に1回検査します。

イ) 【亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、

ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド】

○工場排水等の混入及び消毒副生成物（クロロ酢酸以下10項目）を確認する項目であり、省略不可能であるため、規定に基づき、3箇月に1回検査します。

ウ)【塩素酸】（消毒副生成物）

○消毒用薬品に次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、その貯蔵状況によっては品質が低下し、浄水処理に影響を及ぼす可能性がありますので、安全性を確保するため1箇月に1回検査します。

エ)【アルミニウム及びその化合物】

○ポリ塩化アルミニウムにより凝集処理を行った浄配水場系で1箇月に1回検査します。

なお、凝集処理を行っていない富来田第二浄水場系については、規定に基づき、3箇月に1回検査します。

オ)【カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤】

○水源周辺に汚染源がなく、過去の検査結果が全て基準値の1/2以下であることから検査を省略することができますが、安全性を確保するため、1年に2回検査します。

カ)【カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、フェノール類】

○過去3箇年の検査結果が基準値の1/5以下のため、1年に1回以上とすることができますが、安全性を確保するため、1年に2回検査します。

#### 〈水源〉

味及び消毒副生成物11項目（塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド）を除いた39項目を1年に1回検査します。

#### 〈浄水場原水〉

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、臭気、色度、濁度の8項目を1箇月に1回検査します。

また、上記8項目、味及び消毒副生成物11項目を除いた31項目を1年に1回検査します。

## 【君津市】

水道法第4条第2項の規定により、水質基準に関する省令で51項目が定められています。

各項目の検査は、規則第15条第1項第3号及び第4号の規定に基づき、検査地点ごとに表-6のとおり行います。

過去の検査結果により省略することができる項目も含め、全項目（51項目）で年1回の検査を実施します。

ア) 一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOC)・pH値・味・臭気・色度・

濁度等の検査は、省略できない項目ですので、18地点の給水栓（表-3）で毎月1回年12回実施します。但し、全項目で実施した月は除きます。

イ) ヒ素及びその化合物は、皿引、鎌滝、小糸大谷、清和市場、東日笠、山滝野、大戸見、坂畑、蔵玉の9配水系統で3箇月に1回年4回実施します。

ウ) シアン化物イオン及び塩化シアン・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査は、18給水栓で3箇月に1回年4回実施します。

エ) トリクロロエチレンは、久保浄水場系統の原水と浄水の計4地点（原水、曝気後、浄水、管末）で2箇月に1回年6回実施します。

オ) 塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド等の消毒副生成物の検査は、18配水系統の給水栓で3箇月に1回年4回実施します

カ) アルミニウム及びその化合物の検査は、久保、かずさ、北子安、坂畑、蔵玉の5給水栓で3箇月に1回年4回実施します。

キ) フッ素及びその化合物の検査は、坂畑の給水栓で3箇月に1回年4回実施します。

ク) マンガンの検査は、久保の給水栓で3箇月に1回年4回実施します。

ケ) カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物の検査は、18配水系統の給水栓で3箇月に1回年4回実施します。

コ) ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール（MIBK）の検査は、表流水を浄水受水している北子安・かずさ・白駒の3配水系統で夏季に濃度が高くなる可能性があるため、その期間（6月から10月）は月1回以上実施します。

サ) 水源における基準項目（39項目）の検査は、浄水受水のみ2配水系統（北子安、かずさ）を除き、30地点の原水で年1回実施します。

シ) 浄水池における浄水処理を確認するため、浄水能力の一番大きい久保浄水場の浄水について、毎月1回の省略不可能項目（9項目）と、凝集剤としてポリ塩化アルミニウムを注入しているため、3箇月に1回年4回アルミニウム検査を追加実施します。

## 【富津市】

水道法第4条第2項の規定により、水質基準に関する省令で定められており、給水栓における水質検査に加え、水源、浄水場等についても検査を行います。（表-7）

## 【袖ヶ浦市】

### 〈給水栓水〉

水質基準に関する省令で51項目定められています。浄水の検査回数を削減及び省略することができる項目がありますが、水質状況の変化を把握するため、全項目（51項目）検査を、全5水系7地点の給水栓で年2回実施します。

また、次に記載した項目については、下記のとおり実施します。（表-8）

ア) 「一般細菌」・「大腸菌」・「塩化物イオン」・「有機物(TOC)」・「味」・「色度」・「臭気」・「濁度」・「pH」の9項目検査について、全ての浄・配水場水系の給水栓で法令に基づき月1回実施します。

イ) 「亜硝酸態窒素」・「シアン化物イオン及び塩化シアン」・「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」・「塩素酸」・「クロロ酢酸」・「クロロホルム」・「ジクロロ酢酸」・「ジブロモクロロメタン」・「臭素酸」・「総トリハロメタン」・「トリクロロ酢酸」・「ブロモジクロロメタン」・「ブロモホルム」・「ホルムアルデヒド」の14項目検査について、全ての浄・配水場水系の給水栓で法令に基づき年4回実施します。

ウ) 「硬度」・「蒸発残留物」の2項目検査について、過去の検査において基準値内に収まってはいますが、基準値の1/5以上の検査結果があるため、全ての浄・配水場水系の給水栓で法令に基づき年4回実施します。

エ) 「アルミニウム及びその化合物」の検査について、全ての浄・配水場でろ過機の凝集剤にポリ塩化アルミニウムを使用しており、過去の検査において基準値内に収まっていますが、基準値の1/5以上の検査結果があるため、全ての浄・配水場水系の給水栓で法令に基づき年4回実施します。

オ) 「塩素酸」の検査について、勝下・永吉浄水場では、消毒剤に次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、気温の上昇に伴い塩素酸増加の恐れがあることから、勝下・永吉浄水場水系の給水栓では、7月～9月の期間を中心に、法令及び県の指導に基づき年6回実施します。

カ) 「ジェオスミン」・「2-メチルイソボルネオール」の2項目検査について、角山・吉野田配水場では、ダムを水源とする河川表流水を水源としており、夏季になると、水源では植物プランクトンの藻類（かび臭の原因）が発生し、影響を受ける恐れがあることから、角山・吉野田配水場水系の給水栓では、法令及び県の指導に基づき、水源での藻類の発生状況を考慮し、5月～10月の期間を中心に年7回実施します。

### 〈原水〉

原水の水質基準項目検査については、各水系の水源11箇所の井戸で、全項目（39項目）検査を年2回実施するとともに、複数の井戸水が混合する勝下及び永吉浄水場の着水井の水についても、全項目（39項目）検査を年1回実施します。

また、「一般細菌」・「大腸菌」・「塩化物イオン」・「有機物」・「色度」・「臭気」・「濁度」・「pH」の8項目については、月1回検査を実施します。

### 3) 水質管理目標設定項目

水質基準を補完し、水質管理上留意すべき項目として農薬類を含む30項目（うち4項目削除）が定められています。（農薬類：表-9）

#### 【木更津市】

地下水の浄水処理を行っている4浄水場系の原水及び給水栓のうち、「千葉県水道水質管理計画」（平成5年11月策定）で監視地点となっている上烏田浄水場系の原水及び給水栓については、1年に1回検査を行い、その他の浄水場系については、1年に1箇所ずつ順次検査を行います。（令和2年度は富来田第二浄水場系の原水及び給水栓）（表-10）

#### 【君津市】

千葉県水道水質管理計画に基き久保浄水場の7,000系原水と給水栓で年1回実施します。  
なお、農薬類については久保浄水場の原水で105項目を年1回実施します。（表-11）

#### 【富津市】

大佐和地下水の検査を行います。  
農薬類については、厚生労働省が国内の検出状況、使用量などを勘案しリストアップしたのうち105項目について、大佐和地下水の検査を行います。（表-12）

#### 【袖ヶ浦市】

千葉県水道水質管理計画に基づき、永吉浄水場水系の給水栓1箇所及び水源の各井戸で年1回検査を実施します。また、項目の内の一つである、農薬類105項目については、千葉県水道水質管理計画に基づき、永吉浄水場水系の原水（浄水場着水井）で年1回検査を実施します。（表-13）

### 4) 要検討項目

要検討項目は必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目。

#### 【袖ヶ浦市】

項目内のダイオキシン類につきまして、代宿・勝下・永吉浄水場の各給水栓で年1回検査を実施します。

### 5) クリプトスポリジウム対策

#### 【木更津市】

クリプトスポリジウム監視のため、その指標菌である嫌気性芽包菌を各浄水場系の原水（配水場除く）で3箇月に1回検査します。

なお、クリプトスポリジウム指標菌は、大腸菌と嫌気性芽包菌からなり、大腸菌は水質基準項目として月1回検査しています。

#### 【君津市】

クリプトスポリジウム監視のため、その指標菌である嫌気性芽包菌の検査を各浄水場系統の各水源に年4回実施します。

なお、クリプトスポリジウム指標菌は、大腸菌と嫌気性芽包菌からなり、大腸菌は水質基準項目として月1回検査しています。

【富津市】

クリプトスポリジウム監視のため、その指標菌である嫌気性芽胞菌を各水源で2箇月に1回検査します。

なお、クリプトスポリジウム指標菌は、大腸菌と嫌気性芽胞菌からなり、大腸菌は水質基準項目として月1回検査しています。

【袖ヶ浦市】

耐塩素性病原微生物のクリプトスポリジウムについて、同対策指針に基づき全ての水源を検査・評価した結果、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌は検出されませんでした。

しかし、より安全安心な配水ができるよう、定期的な監視を行うため、全ての水源のリスクレベルを「2」と設定し、指標菌の2項目を各浄水場水系の水源にて、3箇月に1回検査を実施します。

なお、角山及び吉野田配水場水系については、当団用水供給事業で適正に管理された浄水を受水していることから、検査は行いません。

6) アンモニア態窒素

【木更津市】

原水水質を把握し、適正な浄水処理を行うため、水源及び浄水場原水で1年に1回検査します。

【袖ヶ浦市】

原水水質を把握し、適正な浄水処理を行うため、水源及び浄水場原水で1年に2回検査します。

7) 水道水中の放射性物質

【木更津市】

水道水の安全性を確保するため、地下水の浄水処理を行っている4浄水場系の原水及び浄水で、検査結果の推移等を確認しながら、適切な頻度で検査を行います。

検査対象項目・・・放射性セシウム（セシウム134及び137）

【君津市】

水道水の安全性を確保するため、地下水の浄水処理を行っている13浄水場系の原水及び浄水及び消毒のみの3浄水場系の浄水で、検査結果の推移等を確認しながら、適切な頻度で検査を行います。

検査対象項目・・・放射性セシウム（セシウム134及び137）

【富津市】

水道水の安全を確保するため、放射性セシウム(セシウム134及び137)の検査を原水（大佐和地下水）で年4回検査を行います。

【袖ヶ浦市】

水道水中の放射性物質の検査は、厚生労働省通知に基づき、各浄水場水系の浄水・原水共に3箇月に1回検査を実施します。

なお、角山及び吉野田配水場水系については、浄水処理された水を受水していることから、検査は行いません。

検査対象項目・・・放射性セシウム（セシウム134及び137）

## 6. 臨時の水質検査

以下の場合には、臨時の水質検査を行います。

- ①定期検査により水質異常が判明したとき
- ②水源、原水の水質に異常があったとき
- ③浄水処理工程に異常が生じたとき
- ④供給している水道水に異常が認められたとき
- ⑤配水管の大規模工事等により水道施設が汚染された恐れがあるとき
- ⑥その他必要があると認められるとき

## 7. 水質検査体制

定期水質検査については、千葉県水道水質管理計画で定められた水質検査に関する基本方針に基づき、かずさ水道広域連合企業団で自己検査します。

ただし、1日1回行う【色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）】の検査については、各市の受託業者が行います。

なお、水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）等に基づき行います。

また、臨時の水質検査等についても、かずさ水道広域連合企業団で行う予定ですが、検査対応等が不可能な場合は、水道法第20条の規定による厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行います。

## 8. 水質検査結果の評価

水質検査結果については以下の評価を行います。

- (1) 給水栓水の検査結果が水道水質基準を満たすことを確認します。
- (2) 給水栓水での色及び濁り並びに消毒の残留効果検査結果が各配水系統で十分に消毒効果が保持されているかなどを確認し、各浄配水場の運転管理に反映していきます。
- (3) 各浄水場の水源及び原水の検査結果が浄水処理にあたる影響を過去からの推移を含め確認します。

## 9. 水質検査計画の見直し

かずさ水道広域連合企業団において水質検査結果を評価し、水質基準値の改正、水源周辺の状況等を踏まえ、翌年度の検査項目及び頻度に反映させ、水質検査計画の見直しを行っていきます。

## 10. 水質検査の精度及び信頼性の保証

かずさ水道広域連合企業団は、社団法人日本水道協会が運営する「水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）」の認定を取得（令和2年2月更新）しており、水質検査機関として十分な検査体制、精度を維持しています。

## 11. 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症等の発生に備え、厚生労働省、千葉県等の関係機関との情報連絡体制を整えています。

なお、万が一、事故等が発生した場合には、関係機関への迅速な情報伝達等を行い、なおかつ、給水停止等に伴う応急給水・応急復旧が必要な場合には、関係機関と締結している「応援協定」に基づき応援を要請し、早期給水・早期復旧に努めていきます。

## 12. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、事業年度ごとに策定し、検査結果とともにかずさ水道広域連合企業団ホームページ内及びかずさ水道広域連合企業団本庁舎にて公表いたします。

なお、公表後は、市民の皆様のご意見も参考にさせていただき、水質検査体制の充実を図ってまいりますので、ご意見等ございましたら、下記までご連絡ください。

### ●問い合わせ先

かずさ水道広域連合企業団 浄水2課 施設管理1班  
〒292-0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地  
TEL 0438-38-4998 FAX 0438-25-1627  
E-mail : [info@kazusa-kouiki.jp](mailto:info@kazusa-kouiki.jp)

### ●かずさ水道広域連合企業団ホームページ

URL : <https://www.kazusa-kouiki.jp/about-us/disclosure/suishitsu/>

表-1 給水区域

市域	配水系統	配水区域図	給水区域
木更津市	金田配水場系	①	瓜倉、牛込、中島、中野、畔戸、北浜町、金田東1～6丁目
	中台浄水場系	②	新田1～3丁目、富士見1～3丁目、中央1～3丁目、新宿、吾妻、吾妻1～2丁目、朝日1～3丁目、木更津、木更津1～3丁目、大和1～3丁目、東中央1～3丁目、文京1～6丁目、貝淵1～4丁目、潮見1～9丁目、幸町1～3丁目、桜町1～2丁目、桜井の一部、桜井新町1、2、3、5丁目、桜井新町4丁目の一部、請西の一部、請西1～2丁目の一部、清見台1丁目の一部、清見台東1～2丁目の一部、太田1、2、4丁目の一部、太田3丁目、中の島、潮浜1～3丁目、新港、木材港、小浜の一部、長須賀の一部、永井作、永井作1～2丁目、祇園、祇園1～2丁目、祇園3～4丁目の一部、高砂1～3丁目、本郷1～3丁目、高柳、高柳1～4丁目、若葉町、久津間、万石、江川、中里、中里1～2丁目、若根1～4丁目、西若根、坂戸市場、井尻、牛袋、牛袋野、十日市場、曾根、大寺、有吉の一部
	上烏田浄水場系	④⑤	桜井の一部、桜井新町4丁目の一部、羽鳥野1～7丁目、大久保、大久保1～6丁目、請西の一部、請西1～2丁目の一部、請西3～4丁目、請西東1～8丁目、請西南1～5丁目、真舟1～5丁目、東太田1～3丁目の一部、東太田4丁目、築地、畑沢、畑沢1～4丁目、畑沢南1～6丁目、上烏田、中烏田、下烏田、八幡台1～7丁目、港南台1～5丁目、矢那の一部、小浜の一部
	富来田第一浄水場系	⑦	真里谷の一部、大稲、真里の一部
	富来田第二浄水場系		真里谷の一部、茅野の一部、茅野七曲、山本七曲
	伊豆島配水場系	③	東太田1～3丁目の一部、太田1、2、4丁目の一部、清見台1丁目の一部、清見台2～3丁目、清見台東1～2丁目の一部、清見台東3丁目、清見台南1～5丁目、祇園3～4丁目の一部、清川1～2丁目、伊豆島の一部、ほたる野1～4丁目、下望陀、笹子、上望陀、菅生、椿、日の出町、大成、有吉の一部、中尾、長須賀の一部
かずさ配水場系	⑥	かずさ鎌足1～3丁目、伊豆島の一部、下郡、下内橋、茅野の一部、戸国、根岸、佐野、上根岸、真里の一部、真里谷の一部、草敷、田川、矢那の一部、下宮田	
君津市	久保配水場系	①	人見(一部を除く)、人見1丁目、大和田、君津台1～3丁目、陽光台1～3丁目、北久保1～2丁目、高坂、久保、坂田、東坂田1～4丁目、西坂田1～4丁目
	北子安配水場系	②③	中野、中野1～6丁目、人見2～5丁目、大和田1～5丁目、台1～2丁目、久保1～5丁目、南子安、南子安1～9丁目、北子安、北子安1～6丁目、三直、内箕輪、内箕輪1丁目、八重原、法木作、法木作1丁目、外箕輪、外箕輪1～4丁目、笠師1～4丁目、上湯江、下湯江、中富、貞元、八幡、新御堂、郡、南久保1～3丁目、小香、杉谷、常代、常代1～6丁目、浜子、郡1～3丁目、練木
	宮下浄水場系	④	宮下、宮下1、2丁目、小山野、大山野の一部
	皿引配水場系	⑤	皿引の一部、六手の一部、馬登、作木、尾車、山高原、大山野の一部
	白駒配水場系	⑥	六手の一部、白駒、上、泉、草牛、福岡の一部、荻作、糠田の一部、皿引の一部、中島の一部
	小系大谷浄水場系	⑦	大鷲、大井、行馬、小系大谷の一部、額田の一部、根本の一部、中島の一部
	鎌滝浄水場系	⑧	鎌滝の一部
	かずさ配水場系	⑨	長石、糠田飛地、鎌滝の一部、福岡の一部、大井戸、塚原、糸川の一部、小系大谷の一部、根本の一部、糠田の一部、市宿の一部、大野台、日渡根
	法木配水場系	⑩	山滝野の一部、向郷、糸川の一部、法木、寺沢の一部、戸崎の一部、愛宕、芋窪、岩出、富田
	清和市場配水場系	⑪	西粟倉、清和市場、市宿の一部、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植畑の一部
	東日笠配水場系	⑫	東日笠、植畑の一部、西日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英の一部
	鹿野山配水場系	⑬	鹿野山
	豊英配水場系	⑭	豊英の一部
	俵田浄水場系	⑮	山本、西原、賀惠淵、戸崎の一部、上新田の一部、俵田の一部、末吉、三田、小櫃谷、吉野、長谷川、久留里大谷の一部
	川谷浄水場系	⑯	川谷、久留里大谷の一部
	愛宕浄水場系	⑰	寺沢、青柳、箕輪、久留里大和田、久留里市場、上新田の一部、俵田の一部、小市部、久留里
	山滝野浄水場系	⑱	浦田、栗坪、怒田、平山の一部、山滝野の一部、広岡の一部
	大戸見浄水場系	⑲	広岡の一部、大坂、大戸見、高水の一部、平山の一部、大中、加名盛
	坂畑浄水場系	⑳	釜生、大戸見旧名殿、柳城、利根、滝原、折木沢、坂畑、草川原、藤林、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川俣旧押込、豊田旧菅間田、豊田旧野中、笹、香木原、高水の一部、蔵玉の一部
	蔵玉配水場系	㉑	蔵玉の一部、黄和田畑
富津市	上飯野配水場系	①	富津、新井、川名、篠部、大塚、大塚1～4丁目、青木、青木1～4丁目、西川、下飯野、上飯野、本郷、二間塚、前久保、新富、岩瀬、千種新田、西大和田、相野谷、一色、障子谷の一部、君津市人見の一部
	大坪山配水場系	②	小久保、絹、障子谷の一部、上、近藤、八田沼、中、宝蔵寺、花香谷、佐貴、亀沢、亀田、鶴岡、八幡、笹毛
	岩坂配水場系	③	湊、数馬、岩坂、加藤、更和、望井、台原、桜井、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、横山、相川、梨沢、上後、関原、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡
	竹岡配水場系	④	竹岡、萩生、金谷
袖ヶ浦市	代宿浄水場系	①	久保田の一部、代宿、椎の森の一部、長浦の一部
	勝下浄水場系	②	神納の一部、今井の一部、蔵波の一部、蔵波台の一部、長浦の一部
	永吉浄水場系	③	岩井の一部、永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、谷中、野里、上泉、永吉、横田の一部、三黒、百目木の一部
	角山配水場系	④⑤	坂戸市場、奈良輪、福王台、神納の一部、今井の一部、蔵波の一部、蔵波台の一部、久保田の一部、長浦の一部 長浦駅前、飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野、岩井の一部、北袖、南袖、中袖、椎の森の一部
	吉野田配水場系	⑥	百目木の一部、横田の一部、大鳥居、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田、戸国飛地

表-2 浄配水場施設概要

市域	浄配水場名	原水の種類	計画浄水量	浄水処理方式	使用薬品	水源の名称	
木更津市	中台浄水場 (請西南2-4-2)	地下水 表流水 (浄水受水)	2,160m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	中台2号井 中台5号井 中台8号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	上烏田浄水場 (上烏田357-2)	地下水 表流水 (浄水受水)	6,640m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	上烏田2号井 上烏田3号井 上烏田4号井 上烏田6号井 上烏田10号井 上烏田12号井 上烏田14号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	富来田第一浄水場 (真里谷1998-3外)	地下水	880m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	富来田第一1号井	
	富来田第二浄水場 (真里谷2937-5)	地下水	1,760m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	富来田第二2号井 富来田第二3号井	
	伊豆島配水場 (伊豆島1235-12外) かずさ配水場 (君津市かずさ小糸4-1) 金田配水場 (金田東5-20-1)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
君津市	久保浄水場 (久保3-12-8)	地下水	6,160m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	君津1号井 君津3号井 君津5号井 君津9号井 君津11号井 君津12号井 君津16号井 君津17号井 君津18号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	宮下浄水場 (宮下2-21-3)	地下水	920m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	君津2号井	
	血引浄水場 (血引105-2)	地下水	350m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	血引取水井	
	小糸浄水場 (白駒682,白駒配水場系)	地下水 表流水 (浄水受水)	740m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	小糸5号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	小糸大谷浄水場 (小糸大谷77)	地下水	1,250m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	小糸1号井 小糸2号井 小糸3号井	
	鎌滝浄水場 (鎌滝1269)	地下水	600m <sup>3</sup> /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	小糸6号井	
	清和市場浄水場 (市宿423-2)	地下水 表流水 (浄水受水)	700m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	清和3-1号井 清和3-2号井	
	東日笠浄水場 (東日笠666-3)	地下水	370m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	清和1号井 清和2号井	
	市場浄水場 (清和市場418,鹿野山系)	地下水	920m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	市場1号井 市場2号井	
	俵田浄水場 (俵田1422)	地下水	1,570m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	俵田1号井 俵田2号井	
	川谷浄水場 (川谷605-4)	地下水	110m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	川谷1号井	
	愛宕浄水場 (向郷1756)	地下水 表流水 (浄水受水)	930m <sup>3</sup> /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	愛宕1号井 愛宕2号井 愛宕3号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	山滝野浄水場 (山滝野563)	地下水 表流水 (浄水受水)	1,460m <sup>3</sup> /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	山滝野1号井 山滝野2号井 山滝野3号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	大戸見浄水場 (大戸見3293-1)	地下水	1,520m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	大戸見1号井 大戸見2号井	
	坂畑浄水場 (坂畑1481-9)	地下水	700m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	坂畑2号井 坂畑3号井	
	蔵玉浄水場 (蔵玉1075-3)	地下水	100m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	蔵玉1号井	
	北子安配水場 (北子安992-1外)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	かずさ配水場 (かずさ小糸4-1)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	富津市	亀田浄水場 旧館 (亀田219 大坪山系)	地下水	11,800m <sup>3</sup> /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	大佐和2号井 大佐和3号井 大佐和4号井 大佐和5号井 大佐和6号井
		上飯野配水場 (上飯野1109)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
岩坂配水場 (岩坂447)		表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
竹岡配水場 (竹岡150-29)		表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
袖ヶ浦市	代宿浄水場 (代宿306)	地下水	950m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 液化塩素	代宿1号井	
	勝下浄水場 (神納4135-172)	地下水	3,800m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	勝下1号井 勝下2号井 勝下3号井 勝下4号井	
	永吉浄水場 (永吉790-1)	地下水	3,800m <sup>3</sup> /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	永吉1号井 永吉2号井 永吉3号井 永吉4号井 永吉5号井 永吉6号井	
	角山配水場 (蔵波2937-1)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	
	吉野田配水場 (木更津市伊豆島1200)	表流水 (浄水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)	

※1 除鉄・除マンガン処理(凝集処理なし)

※2 かずさ水道広域連合企業団の大寺浄水場、十日市場浄水場で浄水処理した水道水 なお、両浄水場の浄水処理方式は、急速ろ過方式、前・中・後塩素処理、数状活性炭処理、使用薬品は、ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、希硫酸、苛性ソーダ

表-3 検査地点

市域	浄配水場名	原水	浄水場原水	給水栓
木更津市	中台浄水場(請西南2-4-2)	中台2号井 中台5号井 中台8号井	着水井	吾妻公園
	上烏田浄水場(上烏田357-2)	上烏田2号井 上烏田3号井 上烏田4号井 上烏田6号井 上烏田10号井 上烏田12号井 上烏田14号井	着水井	板取公園
	富来田第一浄水場(真里谷1998-3外)	富来田第一号井	着水井	泉谷集会場
	富来田第二浄水場(真里谷2937-5)	富来田第二号井 富来田第三号井	着水井	茅野七曲公会堂
	伊豆島配水場(伊豆島1235-12外)			高山台公園
	かずさ配水場(君津市かずさ小系4-1)			消防団第8分団第6部詰所
金田配水場(金田東5-20-1)			牛込海岸海の家	
君津市	久保浄水場(久保3-12-8)	君津1号井 君津3号井 君津12号井 君津17号井 君津18号井		神門山の下公園
	宮下浄水場(宮下2-21-3)	君津2号井		山高原306番3
	皿引浄水場(皿引105-2)	皿引取水井		作木96
	小糸浄水場(白駒682 白駒配水場系)	小糸5号井		六手35
	小糸大谷浄水場(小糸大谷77)	小糸1号井 小糸2号井		君津市シルバー人材センター
	鎌滝浄水場(鎌滝1269)	小糸6号井		市宿423番2
	清和市場浄水場(市宿423-2)	清和3-1号井 清和3-2号井		平田153-3
	東日笠浄水場(東日笠666-3)	清和1号井 清和2号井		奥米316-1
	豊英配水場(※)(豊英448-2)	清和1号井 清和2号井		豊英355-1 (東日笠系)
	市場浄水場(清和市場418 鹿野山系)	市場1号井 市場2号井		神野寺前公衆トイレ
	俵田浄水場(俵田1422)	俵田1号井 俵田2号井		吉野増圧ポンプ場
	川谷浄水場(川谷605-4)	川谷1号井		久留里大谷441-1
	愛宕浄水場(向郷1756)	愛宕1号井 愛宕2号井 愛宕3号井		久留里駅前トイレ
	山滝野浄水場(山滝野563)	山滝野1号井 山滝野2号井 山滝野3号井		かずさあけぼの保育園
	大戸見浄水場(大戸見3293-1)	大戸見1号井 大戸見2号井		稲鹿公会堂
	坂畑浄水場(坂畑1481-9)	坂畑2号井 坂畑3号井		香木原263番地4
	蔵玉浄水場(蔵玉1075-3)			蔵玉増圧ポンプ場
	北子安配水場(北子安992-1外)			中富451-1
	かずさ配水場(かずさ小系4-1)			大野台540
	法木配水場(※)(糸川2298-4)			四宮増圧ポンプ場 (かずさ系)
富津市	亀田浄水場 旧館(亀田219 大坪山系)	大佐和2号井 大佐和3号井 大佐和4号井 大佐和5号井 大佐和6号井		佐貫町駅(亀田) 上新山公会堂地先(上)
	上飯野配水場(上飯野1109)			大貫駅(千種新田) 富津公園(富津) 青堀駅(大堀) 千葉県まちづくり公社(新富) 富津聖苑(本郷)
	岩坂配水場(岩坂447)			上総湊駅(港) 天羽東中学校(上後)
	竹岡配水場(竹岡150-29)			浜金谷駅(金谷)
袖ヶ浦市	代宿浄水場(代宿306)	代宿1号井		浜宿青年館(代宿)
	勝下浄水場(神納4135-172)	勝下1号井 勝下2号井 勝下3号井 勝下4号井	着水井	神明神社(今井)
	永吉浄水場(永吉790-1)	永吉1号井 永吉2号井 永吉3号井 永吉4号井 永吉5号井 永吉6号井	着水井	成蔵公民館(横田) 林5番組公会堂(林)
	角山配水場(蔵波2937-1)			飯富新田公民館(飯富) 袖ヶ浦終末処理場(中袖)
	吉野田配水場(木更津市伊豆島1200)			百目木公園(百目木)

※毎日水質検査のみ

表-5 木更津市 水質基準項目

	基準値	検査地点			
		水源	浄水場原水	給水栓水	
		13カ所	4カ所	7カ所 【( ) 内は富来田第二浄水場系】	
【水質基準項目】					
1	一般細菌	100 CFU/mL	1	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	1	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1	1	2
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	1	1	2
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L	1	1	2
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	1	1	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	1	1	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	1	1	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	1	1	2
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
14	四塩化炭素	0.002 mg/L	1	1	2
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	1	1	2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1	1	2
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L	1	1	2
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2
20	ベンゼン	0.01 mg/L	1	1	2
21	塩素酸	0.6 mg/L	—	—	12
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4
23	クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4
26	臭素酸	0.01 mg/L	—	—	4
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4
30	ブロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	1	1	12(4)
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L	1	1	2
35	銅及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	1	1	2
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	1	1	2
38	塩化物イオン	200 mg/L	1	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/L	1	1	2
40	蒸発残留物	500 mg/L	1	1	2
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1	1	2
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L	1	1	2
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	1	1	2
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	1	1	2
45	フェノール類	0.005 mg/L	1	1	2
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	1	12	12
47	pH値	5.8~8.6	1	12	12
48	味	異常でないこと	—	—	12
49	臭気	異常でないこと	1	12	12
50	色度	5 度	1	12	12
51	濁度	2 度	1	12	12
【その他の項目】					
1	アンモニア態窒素		1	1	—
2	嫌気性芽包菌		—	4	—

表-6 君津市 水質基準項目

検査項目	検査方法	地下水水源	浄水池	給水栓	給水栓	給水栓
		(原水) 表-3 の30地点	(地下水系) 久保 の1地点	(地下水系) ※ 小糸大谷、鎌滝、川谷、鹿野山、俵田、蔵玉、坂畑、大戸見、東日笠、皿引、宮下、久保 の12地点	(浄水受水系) ※ かずさ 北子安 の2地点	(浄水受水系+ 地下水系) 清和市場 白駒、愛宕 山滝野 の4地点
水質基準項目(51項目)						
一般細菌	委託	1	12	12	12	12
大腸菌	委託	1	12	12	12	12
カドミウム及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
水銀及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
セレン及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
鉛及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
ヒ素及びその化合物	委託	1	0	1又は4	1	1又は4
六価クロム化合物	委託	1	0	1	1	1
亜硝酸態窒素	委託	1	4	4	4	4
シアン化物イオン及び塩化シアン	委託	1	0	4	4	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	0	4	4	4
フッ素及びその化合物	委託	1	0	1又は4	1	1
ホウ素及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
四塩化炭素	委託	1	0	1	1	1
1,4-ジオキサン	委託	1	0	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委託	1	0	1	1	1
ジクロロメタン	委託	1	0	1	1	1
テトラクロロエチレン	委託	1	0	1	1	1
トリクロロエチレン	委託	1又は6	6	1又は6	1	1
ベンゼン	委託	1	0	1	1	1
塩素酸	委託	0	0	4又は8	4	4
クロロ酢酸	委託	0	0	4	4	4
クロロホルム	委託	0	0	4	4	4
ジクロロ酢酸	委託	0	0	4	4	4
ジブロモクロロメタン	委託	0	0	4	4	4
臭素酸	委託	0	0	4	4	4
総トリハロメタン	委託	0	0	4	4	4
トリクロロ酢酸	委託	0	0	4	4	4
ブロモジクロロメタン	委託	0	0	4	4	4
ブロモホルム	委託	0	0	4	4	4
ホルムアルデヒド	委託	0	0	4	4	4
亜鉛及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
アルミニウム及びその化合物	委託	1	4	1又は4	1又は4	1

検査項目	検査方法	地下水水源	浄水池	給水栓	給水栓	給水栓
		(原水) 表-3 の30地点	(地下水系) 久保 の1地点	(地下水系) ※ 小系大谷、鎌滝、川谷、鹿野山 俵田、蔵玉、坂畑、大戸見、 東日笠、皿引、宮下、久保 の12地点	(浄水受水系) ※ かずさ 北子安 の2地点	(浄水受水系+ 地下水系) 清和市場 白駒、愛宕 山滝野 の4地点
鉄及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
銅及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
ナトリウム及びその化合物	委託	1	0	1	1	1
マンガン及びその化合物	委託	1	1又は4	1	1	1
塩化物イオン	委託	1	12	12	12	12
カルシウム、マグネシウム 等(硬度)	委託	1	0	4	4	4
蒸発残留物	委託	1	0	4	4	4
陰イオン界面活性剤	委託	1	0	1	1	1
ジオスミン	委託	1	0	1	1又は5	1又は5
2-メチルイソボルネオール	委託	1	0	1	1又は5	1又は5
非イオン界面活性剤	委託	1	0	1	1	1
フェノール類	委託	1	0	1	1	1
有機物(TOC)	委託	1	12	12	12	12
pH値	委託	1	12	12	12	12
味	委託	0	12	12	12	12
臭気	委託	1	12	12	12	12
色度	委託	1	12	12	12	12
濁度	委託	1	12	12	12	12
その他の項目						
残留塩素・色・濁り	委託	0	12	毎日	毎日	毎日

表-7 富津市 水質基準項目

	基準値	検査地点				
		水源	浄水場原水	浄水		
		大佐和 地下水 5箇所	大佐和地下水 集合井 1箇所	大佐和地下水系 大坪山配水場 2箇所	用水供給受水系 上飯野・岩坂 配水場 8箇所	
【水質基準項目】						
1	一般細菌	100 CFU/mL	12	1	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	1	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	4	1	4	1
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	4	1	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	4	1	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	4	1	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 mg/L	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 mg/L	—	—	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4	4
23	クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
26	臭素酸	0.01 mg/L	—	—	4	4
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4	4
30	ブロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1 mg/L	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	4	1	1	1
38	塩化物イオン	200 mg/L	12	1	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/L	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500 mg/L	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005 mg/L	1	1	1	1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L	12	1	12	12
47	pH値	5.8～8.6	12	1	12	12
48	味	異常でないこと	—	—	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	1	12	12
50	色度	5 度	12	1	12	12
51	濁度	2 度	12	1	12	12
【その他の項目】						
1	アンモニア態窒素		1	—		—
2	嫌気性芽胞菌		6	—		—

表-8 袖ヶ浦市 水質基準項目 (51項目)

(回/年)

検査項目	採水地点	給水栓			原水	水源	
		代宿水系	勝下水系 永吉水系	角山水系 吉野田水系	勝下浄水場 永吉浄水場	代宿1号井	勝下井(4箇所) 永吉井(6箇所)
1	一般細菌	12	12	12	12	12	2
2	大腸菌	12	12	12	12	12	4
3	カドミウム及びその化合物	2	2	2	1	2	2
4	水銀及びその化合物	2	2	2	1	2	2
5	セレン及びその化合物	2	2	2	1	2	2
6	鉛及びその化合物	2	2	2	1	2	2
7	ヒ素及びその化合物	2	2	2	1	2	2
8	六価クロム化合物	2	2	2	1	2	2
9	亜硝酸態窒素	4	4	4	1	2	2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	1	2	2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	1	2	2
12	フッ素及びその化合物	2	2	2	1	2	2
13	ほう素及びその化合物	2	2	2	1	2	2
14	四塩化炭素	2	2	2	1	2	2
15	1,4-ジオキサン	2	2	2	1	2	2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	1	2	2
17	ジクロロメタン	2	2	2	1	2	2
18	テトラクロロエチレン	2	2	2	1	2	2
19	トリクロロエチレン	2	2	2	1	2	2
20	ベンゼン	2	2	2	1	2	2
21	塩素酸	4	6	4	—	—	—
22	クロロ酢酸	4	4	4	—	—	—
23	クロロホルム	4	4	4	—	—	—
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	—	—	—
25	ジブromokロロメタン	4	4	4	—	—	—
26	臭素酸	4	4	4	—	—	—
27	総トリハロメタン	4	4	4	—	—	—
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	—	—	—
29	ブromokロロメタン	4	4	4	—	—	—
30	ブromホルム	4	4	4	—	—	—
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物	2	2	2	1	2	2
33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	1	2	2
34	鉄及びその化合物	2	2	2	1	2	2
35	銅及びその化合物	2	2	2	1	2	2
36	ナトリウム及びその化合物	2	2	2	1	2	2
37	マンガン及びその化合物	2	2	2	1	2	2
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	2
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	1	2	2
40	蒸発残留物	4	4	4	1	2	2
41	陰イオン界面活性剤	2	2	2	1	2	2
42	ジェオスミン	2	2	7	1	2	2
43	2-メチルイソボルネオール	2	2	7	1	2	2
44	非イオン界面活性剤	2	2	2	1	2	2
45	フェノール類	2	2	2	1	2	2
46	有機物(TOC)	12	12	12	12	12	2
47	pH値	12	12	12	12	12	2
48	味	12	12	12	—	—	—
49	臭気	12	12	12	12	12	2
50	色度	12	12	12	12	12	2
51	濁度	12	12	12	12	12	2

表-9 農薬類検査項目

農薬名		目標値 (mg/L)	農薬名		目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	54	チオジカルブ	0.08
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08	55	チオファネートメチル	0.3
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02	56	チオベンカルブ	0.02
4	EPN	0.004	57	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
5	MCPA	0.005	58	トリクロピル	0.006
6	アシュラム	0.9	59	トリクロルホン (DEP)	0.005
7	アセフェート	0.006	60	トリシクラゾール	0.1
8	アトラジン	0.01	61	トリフルラリン	0.06
9	アニロホス	0.003	62	ナプロパミド	0.03
10	アミトラズ	0.006	63	ピペロホス	0.0009
11	アラクロール	0.03	64	ピラゾキシフェン	0.004
12	イソキサチオン	0.005	65	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
13	イソフェンホス	0.001	66	ピリダフェンチオン	0.002
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	67	ピリプチカルブ	0.02
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	68	ピロキロン	0.05
16	イプロベンホス (IBP)	0.09	69	フィプロニル	0.0005
17	イミノクタジン	0.006	70	フェニトロチオン (MEP)	0.01
18	インダノファン	0.009	71	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
19	エスプロカルブ	0.03	72	フェンチオン (MPP)	0.006
20	エトフェンブロックス	0.08	73	フェントエート (PAP)	0.007
21	エンドスルファン (ベンゾエビン)	0.01	74	フェントラザミド	0.01
22	オキサジクロメホン	0.02	75	フサライド	0.1
23	オキシ銅 (有機銅)	0.03	76	ブタクロール	0.03
24	オリサストロビン	0.1	77	ブタミホス	0.02
25	カズサホス	0.0006	78	ブプロフェジン	0.02
26	カフェンストロール	0.008	79	フルアジナム	0.03
27	カルバリル (NAC)	0.02	80	プレチラクロール	0.05
28	カルボフラン	0.005	81	プロシミドン	0.09
29	キノクラミン (ACN)	0.005	82	プロピコナゾール	0.05
30	キャブタン	0.3	83	プロピザミド	0.05
31	クミルロン	0.03	84	プロベナゾール	0.03
32	グリホサート	2	85	プロモブチド	0.1
33	クロメプロップ	0.02	86	ベノミル	0.02
34	クロルニトロフェン (GNP)	0.0001	87	ベンシクロン	0.1
35	クロルピリホス	0.003	88	ベンゾピシクロン	0.09
36	クロロタロニル (TPN)	0.05	89	ベンゾフェナップ	0.005
37	シアナジン	0.001	90	ベンタゾン	0.2
38	シアノホス (GYAP)	0.003	91	ベンディメタリン	0.3
39	ジウロン (DCMU)	0.02	92	ベンフラカルブ	0.04
40	ジクロベニル (DBN)	0.03	93	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01
41	ジクロルボス (DDVP)	0.008	94	ベンフレセート	0.07
42	ジクワット	0.005	95	ホスチアゼート	0.003
43	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	96	マラソン (マラチオン)	0.7
44	ジチオピル	0.009	97	メコプロップ (MCP)	0.05
45	シハロホップチル	0.006	98	メソミル	0.03
46	シマジン (GAT)	0.003	99	メタラキシル	0.2
47	ジメタメトリン	0.02	100	メチダチオン (DMTP)	0.004
48	ジメトエート	0.05	101	メトミノストロビン	0.04
49	シメトリン	0.03	102	メトリブジン	0.03
50	ダイアジノン	0.003	103	メフェナセット	0.02
51	ダイムロン	0.8	104	メプロニル	0.1
52	チアジニル	0.1	105	モリネート	0.005
53	チウラム	0.005			

算出し、それらを合計したものを農薬類としての評価値とします。

例：目標値 0.01mg/Lで測定結果 0.00002mg/Lの場合

$$0.00002 \div 0.01 = 0.002 \text{ が評価値となります。}$$

表-10 木更津市目標管理設定項目

		目 標 値	検査地点	
			浄水場原水	給水栓水
			2カ所 (上烏田系、富来田第二系)	2カ所 (上烏田系、富来田第二系)
<b>【水質管理目標設定項目】</b>				
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	—
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	—
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4	削除		—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	—
6	削除		—	—
7	削除		—	—
8	トルエン	0.4 mg/L	1	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	—
10	亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11	削除		—	—
12	二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	1
14	抱水クロラール	0.02 mg/L	—	1
15	農薬類	評価値 1	1	—
16	残留塩素	1 mg/L	—	1(基準項目で検査)
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1(基準項目で検査)
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1(基準項目で検査)
19	遊離炭酸	20 mg/L	1	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	—
21	ジブチルエーテル	0.02 mg/L	1	—
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	—
23	臭気強度(TON)	3	1	1
24	蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1(基準項目で検査)
25	濁度	1 度	1	1(基準項目で検査)
26	pH値	7.5 程度	1	1(基準項目で検査)
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28	従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1(基準項目で検査)

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。  
また、7. 「1,1,2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-11 君津市目標管理設定項目

		目 標 値	検査地点	
			浄水場原水	給水栓水
			1カ所 (久保系)	1カ所 (久保系)
<b>【水質管理目標設定項目】</b>				
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4	削除		—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	1
6	削除		—	—
7	削除		—	—
8	トルエン	0.4 mg/L	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	1
10	亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11	削除		—	—
12	二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	1
14	抱水クロラール	0.02 mg/L	—	1
15	農薬類	評価値 1	1	—
16	残留塩素	1 mg/L	—	1
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1
19	遊離炭酸	20 mg/L	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	1
23	臭気強度(TON)	3	1	1
24	蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1
25	濁度	1 度	1	1
26	pH値	7.5 程度	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28	従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1(基準項目で検査)

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。  
 また、7. 「1,1,2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-12 富津市目標管理設定項目

		目 標 値	検査地点	
			大佐和地下水	大佐和地下水集合并
			5カ所	1カ所
<b>【水質管理目標設定項目】</b>				
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4	削除		—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	1
6	削除		—	—
7	削除		—	—
8	トルエン	0.4 mg/L	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	1
10	亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11	削除		—	—
12	二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	—
14	抱水クロール	0.02 mg/L	—	—
15	農薬類	評価値 1	—	1
16	残留塩素	1 mg/L	—	—
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1
19	遊離炭酸	20 mg/L	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	1
23	臭気強度(TON)	3	1	1
24	蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1
25	濁度	1 度	1	1
26	pH値	7.5 程度	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28	従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1

※ 4.「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6.「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、11.「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。  
 また、7.「1,1,2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-13 袖ヶ浦市 水質管理目標設定項目(26項目)

(回/年)

検査項目	採水地点	給水栓	原水	水源
		永吉水系 (成蔵公民館)	永吉浄水場	永吉井 (6箇所)
1	アンチモン及びその化合物	1		1
2	ウラン及びその化合物	1		1
3	ニッケル及びその化合物	1		1
4	欠番			
5	1,2-ジクロロエタン	1		1
6	欠番			
7	欠番			
8	トルエン	1		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1		1
10	亜塩素酸	※1		
11	欠番			
12	二酸化塩素	※1		
13	ジクロロアセトニトリル	1		※2
14	抱水クロラール	1		※2
15	農薬類(105項目)		1	
16	残留塩素	1		※2
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1		1
18	マンガン及びその化合物	1		1
19	遊離炭酸	1		1
20	1,1,1-トリクロロエタン	1		1
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウムの消費量)	1		1
23	臭気強度(TON)	1		1
24	蒸発残留物	1		1
25	濁度	1		1
26	pH値	1		1
27	腐食性(ランゲリア指数)	1		1
28	従属栄養細菌	1		1
29	1,1-ジクロロエチレン	1		1
30	アルミニウム及びその化合物	1		1

※1浄水処理に二酸化塩素を使用しないため、対象外となる

※2塩素処理の副生成物のため、水源では対象外となる

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。また、7. 「1,1,2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

